

# お仕事の安全と安心をお守りします！

(補償制度)

(保険制度)

## イーブの総合補償制度の概要

補償内容をパワーアップさせました。

従来の日極/月極又はパーセンテージの区分を取り止めて一本化とさせていただきます。

例) 2・ダンプ 800円/日      パワーショベル320C (0.7クラス) 450円/日  
 ミニショベル302CCR (0.066 2・クラス) 200円/日など

建設機械のオペレーターに対して、新たに傷害保険をもうけました。

当社より貸出したレンタル建設機械のオペレーターの方が万一の事故により死亡または負傷された場合を補償します。

補償種別	補償内容		1事故免責金	対象車種(機種)	補償料	
車両補償制度	対人賠償	無制限	-	2・ダンプ	525～1,050円/日	
	対物賠償	1,000万円	52,500円	4・ダンプ		
	搭乗者傷害	1,000万円		-		3転ダンプ
		入院日額	15,000円	-		平ボディ
		通院日額	10,000円	-		軽ダンプ
	車両損害	全損	(時価額)	73,500円		その他の登録 ナカ付車両
		部分損	(実損額)			
自損事故	1名につき	1,500万円	-			
無保険車傷害	1名につき	2億円	-			

- 対人賠償 運転中(作業中)誤って第三者(他人)を死傷させた場合、補償します。
- 対物賠償 運転中(作業中)誤って第三者(他人)の財物を破損させた場合、補償します。
- 搭乗者損害 運転中誤って搭乗者が死傷した場合、補償します。
- 車両損害 運転中誤って当社レンタル車両を破損させた場合、補償します。
- 自損事故 運転中誤って運転者自身が死傷した場合、補償します。
- 無保険車傷害 自動車保険に入っていない、または保険は入っていても補償内容が不十分である自動車との事故などで、死傷した場合、補償します。

補償種別	補償内容		1事故免責金	対象車種(機種)	補償料
建設機械補償制度	対人賠償	2億円 (一事故限度額)	73,500円	掘削機 ブル、ショベル 不整地走行車 登録ナカなしの自走式の機械	210～840円/日
	対物賠償	1,000万円			
	オペレーター 搭乗者傷害	300万円 入院3,000円/日(限度180日)			
動産補償制度	全損	(時価額)	73,500円	全てのレンタル機械 その他	32～840円/日
	部分損	(実損額)			

一般建設機械の小額商品(価格が7万円以下)は免責の範囲内のため単独損害では補償の対象となりません。

弊社出庫時から弊社入庫時まで期間に関係なく補償対象とさせていただきます。

補償内容は自動車保険・動産総合保険・賠償責任保険約款に準拠します。

但し、一部特種機械・車両につきましては、別途掛金を頂く事がございます。

- 対人賠償 運転中(作業中)誤って第三者(他人)を死傷させた場合、補償します。
- 対物賠償 運転中(作業中)誤って第三者(他人)の財物を破損させた場合、補償します。
- 動産補償(ナカ機械) 破損・盗難・火災など偶然な事故による損害を補償します。(風水災による損害も補償します。)
- オペレーター障害補償 レンタル建設機械の正規の乗用装置に搭乗中のオペレーターの受傷を補償します。

### もし事故が起きたら・・・

・負傷者の救護 救急車を呼ぶ、現場近くの病院に運ぶ。

・事故車の移動 事故車をそのままに移動しておくと、交通渋滞や二重事故の原因になるため、とりあえず安全な場所へ移動する。

・警察への連絡 たとえ軽微な事故であっても必ず所轄警察署に事故届けをしてください。

・相手の確認 車両事故の場合、加害事故、被害事故にかかわらず、免許証などで相手方の氏名・住所・連絡先などを確認してください。

・その場で示談しない 対人事故、対物事故、いずれの場合も事故現場では絶対に示談せず、当社又は当社営業マンにすみやかに連絡してください。

万一の事故の場合は  
こちらにお電話下さい!!

TEL 082-923-9963 株式会社イーブ

## 【補償対象とならない主な事例】

### 自動車

1. 故意による事故 (対人・対物・自損事故・車両損害・搭乗者傷害等)  
(例)わざとぶついたり、保険金目当ての事故の場合
2. 重大な過失による事故 (自損事故・車両損害・搭乗者傷害等)  
(例)車両の鍵を適正に保管しなかった為に盗難された場合(サンバイザー、タイヤ、座席の下等は保管場所と見なさない)  
(例)高さ制限のある道や悪路に入って衝突、転倒した場合  
(例)飲酒運転による事故の場合(警察に検挙されなくても飲酒の事実がある場合も同様)
3. 父母・配偶者・子供・会社同様・下請業者・共同作業従事者に与えた死傷・財物損害事故 (対人・対物)
4. 人身事故で警察への人身事故届が出されていない事故 (対人・搭乗者傷害)
5. 法令で定められた運転資格及び操作資格を持たない者の事故 (車両損害・自損事故・搭乗者傷害等)  
(例)高所作業車運転技能講習未修了の者がスカイマスター(床高10M以上)を使って作業し誤って怪我をした場合  
(例)無免許で自動車を運転し、近隣の塀に接触、車両を破損させた場合
6. 運転者が会社の所有・使用・管理する財物を破損させた事故 (対物)  
(例)自動車を運転中、誤って下請の機械にぶつけ破損させた場合  
(例)ビルのガラスを清掃中、そのガラスを破損してしまった場合
7. クレーン車・スカイマスター等のブーム等を定位置に格納しない事により生じた事故 (車両損害・運転者の搭乗者傷害)  
(例)ユニック付トラックのブームを定位置に格納せず道路を走行しトンネルに進入した為ブームを破損した場合
8. 高さ制限(道路交通法 3.8m)を超えたことによる事故 (車両損害・運転者の搭乗者傷害)  
(例)建設機械等を搬送中、高さ制限を超えたことにより破損した場合
9. 自然消耗及び電氣的、機械的故障 (車両損害)  
(例)作業中に突然おきた電気系トラブルや、エンジンオイル切れによるエンジン焼付など内部から破損した場合
10. 塗料、生コン、アスファルト等の付着、溶接などの火花による損害 (車両損害)
11. 本来の用途と異なる使用による損害 (車両損害)  
(例)クレーン付トラックにて、ガードレールの支柱を引き抜く作業をして、車両が転倒、破損した。
12. 事故による車両の撤去費用(引き揚げ代・レッカー代等)、修理期間中の休車料、保管料 (車両損害)
13. 天災(地震もしくは噴火、又はこれらによる津波 (対人・対物・車両損害・搭乗者傷害等)  
:台風、洪水又は高潮によって生じた事故 (対人・対物)
14. その他は自動車保険の規定に準じます。

### 自走式建設機械

1. 故意による事故 (対人・対物・動産損害・作業台搭乗者傷害・オペレーター搭乗者傷害)
2. 重大な過失による事故 (動産損害・作業台搭乗者傷害・オペレーター搭乗者傷害)  
(例)機械の鍵を適正に保管しなかった為に盗難される。(キャタピラーの上、工具ボックス、座席の下等は保管場所として見なさない)
3. 父母・配偶者・子供・会社同様・下請業者・共同作業従事者に与えた死傷・財物損害事故 (対人・対物)  
(例)自走式高所作業車で作業中、リフトが倒れて下請会社の仮設事務所を壊した場合
4. お客様の使用・管理(借用)している物件に対する事故 (対物)  
(例)レンタル掘削機で作業中、旋回した際にバケットでレンタル中のトイレを破損した場合
5. お客様と下請の従業員に対する業務災害 (対人)  
(例)レンタル掘削機で作業中、ガス管を破損し爆発を起こした為、自社と下請の従業員を負傷させた場合
6. 地盤崩壊による事故 (対物)
7. ナンバープレートが付いていない機械で公道を横断・走行中の事故 (対人・対物・動産損害・オペレーター搭乗者傷害)
8. 高さ制限(道路交通法 3.8m)を超えたことによる事故 (動産損害)  
(例)建設機械等を搬送中、高さ制限を超えたことにより建設機械等を破損した場合
9. 本来の用途と異なる使用による損害 (動産損害)  
(例)自走式高所作業車(ブームリフト)のバケット部に、ワイヤーを付け荷物を吊り、首振り部を破損させた場合
10. 塗料、生コン、アスファルトの付着、溶接などの火花による損害 (動産損害)  
(例)レンタル掘削機等で作業中、車体に塗料やコンクリート片が付着した場合
11. 作業時に常時地面に接する部分(キャタピラー・タイヤ等)、アタッチメント部分(バケット・フォーク爪等)のみの損害事故
12. 事故による、高所作業車・建設機械の撤去費用(引き揚げ代・レッカー代等)、修理期間中の休車料、保管料 (動産損害)
13. 法令で定められた運転資格及び操作資格を持たない者の事故 (動産損害・作業台搭乗者傷害・オペレーター搭乗者傷害)
14. 天災(地震もしくは噴火、又はこれらによる津波 (対人・対物・動産損害・搭乗者傷害)  
:台風、洪水又は高潮によって生じた事故 (対人・対物)
15. その他は動産保険・賠償責任保険の規定に準じます。

### 動産機械(発電機・コンプレッサー等)

1. 故意又は重大な過失による事故  
(例)紛失・置き忘れ・詐欺・横領等による動産損害
2. 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的故障  
(例)発電機に、水が混入した燃料を給油した為に、エンジンを破損した場合
3. 汚損、擦損のみの損害事故  
(例)コンクリート打設時に近くに置いてあった発電機にコンクリートが付着した場合
4. 高さ制限(道路交通法 3.8m)を超えたことによる事故
5. 本来の用途と異なる使用による損害
6. 天災(地震、噴火もしくはこれらによる津波によって生じた損害)
7. その他は動産保険・賠償責任保険の規定に準じます。

### その他

レンタル機械に損害が生じた場合、事故の発生原因によっては修理期間(盗難事故の場合は、再調達期間)に見合う休車料をご請求させていただくことがあります。

当社の貸渡約款の条項に違反し使用したことによる損害については、補償制度の対象となりません。

補償内容は自動車保険・動産総合保険・賠償責任保険約款に準拠します。

当社補償制度は平成13年10月1日に作成したものです。

詳しい内容については、

当社営業マンにお問い合わせください！

〒731-5128

広島県広島市佐伯区五日市中央7丁目2-17

株式会社 イープ

TEL 082-923-9963

FAX 082-923-2152